2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

二　預貯金口座の口座番号についての当該払渡機関の証明書、預貯金通帳の写しその他の預貯金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

三　請求者（平成三十年改正法の施行の日（以下「平成三十年改正法施行日」という。）の前日において旧農林共済組合員期間及び当該旧農林共済組合員期間に引き続く厚生年金保険の被保険者期間（次号において「継続厚生年金期間」という。）を合算した期間（以下「合算期間」という。）が二十年未満である次に掲げる者であって、平成十三年統合法の施行の日（以下「平成十三年統合法施行日」という。）から平成三十年改正法施行日の前日までの間において厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していないもの（同日に旧農林漁業団体等を退職した者を除く。）に限る。）が、平成三十年改正法施行日において厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令（令和元年農林水産省令第四十一号。以下「改正省令」という。）による改正前の第四十六条第一項第二号の要件に該当するものとして厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第百四十六号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（以下「旧特例年金政令」という。）第五条第二項の規定により農林水産大臣の指定を受けた法人（以下この条において「指定法人」という。）に使用されている者であるときは、平成三十年改正法施行日において当該指定法人に使用されていることを証明する書類

イ　平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者　昭和七年四月二日以後に生まれた者であり、かつ、平成十三年統合法施行日の前日において旧農林共済組合の組合員であった者であって、農林漁業団体等（平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等をいう。以下この号において同じ。）の合併又はその事業所の全部若しくは一部の統合により、平成十三年統合法施行日に、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十三条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者（同日において、農林漁業団体等の事業所又は事務所のうち同法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用されるものに限る。第十五条第二号において「合併後資格取得者」という。）

四　請求者（継続厚生年金期間を有する者に限る。）が、合算期間が二十年以上であり、かつ、指定法人に使用されていた者であるときは、当該合算期間が二十年以上であることを証明する書類

（削る）

（削る）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　戸籍抄本

二　特例一時金に係る請求書にあっては、前項第四号に規定する老齢厚生年金、障害厚生年金又は脱退手当金の受給権を有しないことを証明する書類

三　特例退職共済一時金に係る請求書にあっては、廃止前農林共済法の規定による退職共済年金の年金証書の写し

四　特例減額退職一時金に係る請求書にあっては、廃止前旧制度農林共済法の規定による減額退職年金の年金証書の写し

五　特例老齢農林一時金に係る請求書にあっては、次に掲げるいずれかの書類

イ　厚生労働省その他の公的年金制度の管掌機関の確認を受けた年金加入期間確認通知書

ロ　厚生年金保険法による老齢厚生年金の年金証書の写し、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第八十二条第一項の規定による老齢厚生年金の裁定に係る通知に関する文書の写し及び国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第六十五条第一項の規定による老齢基礎年金の裁定に係る通知に関する文書の写し

3　前二項の場合において、特例遺族共済年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、そのうちの一人を当該特例年金給付の請求及び受領についての代表者と定め、その代表者が前二項の規定による書類に同順位の遺族全員の同意書を添えて、存続組合に提出しなければならない。